

## 定期報告書の記入方法及び添付書類について

### 1. 定期報告対象者

牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし、馬

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥の所有者または管理者

※1頭または1羽でも所有（飼養）している場合、報告が必要です。

### 2. 提出様式及び記載方法

・本報告書は、衛生管理区域（農場）ごとに、家畜の所有者または農場の管理者、飼養衛生管理者が作成し、提出してください。

・原則として、令和4年2月1日現在の飼養状況等を記載し、提出してください。

・本報告書の様式は、十和田家畜保健衛生所のHPからもダウンロードできます。

### <提出が必要な添付書類について>

飼養者の区分によって、添付書類が異なります。

裏面の①～⑤の書類のうち、提出が必要な書類は以下のとおりです。

大規模飼養者 ⇒ ①、②、③、④、⑤

(ただし、馬の大規模飼養者は⑤の提出は不要)

小規模飼養者 ⇒ ①

それ以外 ⇒ ①、②、③、④、

#### ☆大規模飼養者とは :

(1) 成牛（次のイ・ロに該当するもの）の場合 200 頭以上

イ 月齢が満 17 月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）

ロ 月齢が満 24 月以上のその他の牛

(2) 育成牛等（次のイ・ロに該当するもの）の場合 3,000 頭以上

イ 月齢が満 4 月以上満 17 月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）

ロ 月齢が満 4 月以上満 24 月未満のその他の牛

(3) 水牛・馬の場合 200 頭以上

(4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000 頭以上

(5) 鶏・うずらの場合 10 万羽以上

(6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1 万羽以上

#### ★小規模飼養者とは :

(1) 牛・水牛・馬：1 頭

(2) 鹿、めん羊、山羊、豚、いのしし：6 頭未満

(3) 鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥：100 羽未満

だちょう：10 羽未満

① 基本情報、家畜の種類及び飼養頭（羽）数等

(1) 基本情報

- ・原則として、衛生管理区域（農場）ごとに作成が必要です。複数の衛生管理区域（農場）がある場合は、所在地ごとに作成してください。
- ・所有者や農場管理者が法人の場合は、必ず法人名も記入してください。
- ・その他詳細は記入例を参考にしてください。

(2) 家畜の種類及び飼養頭（羽）数等

- ・畜種ごとに該当する様式に記載してください。複数の畜種を所有している場合は所有する全ての畜種の様式に記入し、提出してください。
- ・原則として、令和4年2月1日現在の飼養頭羽数を記入してください。ただし、直前に出荷や移動を行ったことにより、一時的に飼養頭羽数が通常よりも相当数少なくなっている場合は、通常時の飼養頭羽数を記入してください。
- ・家畜の出荷頭数は、令和3年1月1日～12月31日までの合計を記入してください。なお、家畜市場へのお荷は頭数に含めません。

② 飼養衛生管理基準の遵守状況及び遵守するための措置の実施状況（チェック表）

- ・畜種ごとに該当する様式に記入してください。牛と馬など、複数の畜種を所有している場合は、所有する全ての畜種の様式に記入して提出してください。
- ※ただし、同じ衛生管理区域内で、牛を乳用種及び肉用種の両方を飼養している場合は、飼養頭数等はそれぞれ提出し、実施状況はまとめて1部のみ提出します。

③ 添付書類（農場平面図等）

- ・記入例を参考に作成してください。

④ 飼養衛生管理マニュアルの写し

- ・飼養衛生管理基準に基づき、豚、いのししを飼養している場合は令和3年4月から、牛、水牛、鹿、馬、めん羊及び山羊、鶏を飼養している場合は令和4年2月から、農場の飼養衛生管理についてマニュアルとして定め、従事者及び外部事業者等が遵守するよう周知することが必要になりました。
- ・作成様式は自由です。（ひな形が農林水産省HPに掲載されています。）
- ・作成済みの場合は、コピーを併せて提出してください。

⑤ 従業員が農林水産大臣の定める特定症状を確認した場合に、家畜保健衛生所へ直ちに通報することを規定したものの写し

- ・作成様式は自由です。

※定期報告書が未提出の場合や飼養衛生管理基準の遵守がなされていない場合は、万が一、口蹄疫等の発生時に、殺処分等に係る手当金等が減額あるいは交付されない場合もあります。今一度、飼養衛生管理基準の遵守をよろしくお願いします。